

関税制当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

関税制当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七二三・ 一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成一六年一〇月 一日から平成一七 年三月三十一日まで	六八、二〇〇 トン
〇七二三・ 三九			
〇七二三・ 五〇			
〇七二三・ 九〇			
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成一六年一〇月 一日から平成一七 年三月三十一日まで	二、〇一八、 六〇〇トン
	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供す	平成一六年一〇月 一日から平成一七 年三月三十一日まで	一四九、七〇 〇トン

現 行

関税制当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七二三・ 一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成一六年四月一 日から同年九月三 〇日まで	五、八〇〇 トン
〇七二三・ 三九			
〇七二三・ 五〇			
〇七二三・ 九〇			
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成一六年四月一 日から同年九月三 〇日まで	二、二四一、 一〇〇トン
	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供す	平成一六年四月一 日から同年九月三 〇日まで	一四三、八〇 〇トン

除へ。）

除へ。）